

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第42号
事故等名	漁船司丸漁船長宝丸衝突
発生年月日時刻	平成20年7月24日 06時00分ごろ
発生場所	三重県三木埼灯台から真方位190° 8, 300m
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月7日 横浜・地方事故調査官が衝突概況説明書等を精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A 漁船司丸 1. 1トン ME3-56588 (漁船登録番号) 個人所有
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B 漁船長宝丸 0. 8トン ME3-56282 (漁船登録番号) 個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士(5トン限定) B 船長 一級小型船舶操縦士
負傷者	A 負傷者 なし B 負傷者 なし
損傷	A 左舷後部手すり脱落、船体ガードのステンレスパイプ曲損 B 正船首外板凹損、竿補強金具折損
事故等の経過	三木埼沖合において、A船は、ヨコワの曳き釣りを、B船は3ノットから4ノットの速力でタコ籠漁を行っていたところ、平成20年7月24日06時00分ごろ、相手船の接近に気付かないまま衝突した。
事実を認定した理由	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 なし 判明した事項の解析 両船とも相手船の接近に気付かないまま操業していたものと 考えられる。
原因	本事故は、A船及びB船が、相手船の接近に気付かないまま操業していたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
その他の事項	なし